

IFRS Sustainability Developments

ISSBがSASBスタンダード及びIFRS S2号「産業別ガイダンス」の修正を提案

重要ポイント

- 2025年7月3日、ISSBは「SASBスタンダードに対する修正案」の公開草案及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンスに対する修正案」の公開草案を公表した。
- ISSBは、優先度の高いものとして識別された9つのSASBスタンダードに対する修正案及び、産業間の共通トピックに関する一貫した開示を維持するための他の41のSASBスタンダードに対する的を絞った修正案についてのフィードバックを求めていている。
- ISSBは、IFRS S2号の産業別ガイダンスに対する同様の修正を行うかどうかについても提案している。
- 2つの公開草案に対するコメント期間は2025年11月30日に終了する。

要約

2025年7月3日、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB又は審議会)は、「SASBスタンダードに対する修正案」の公開草案(SASB ED)、及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンスに対する修正案」の公開草案(関連修正 ED)の2つの公開草案を公表した。

SASB EDにおいて、ISSBは優先度の高いものとして識別された9つのSASBスタンダード及び、産業間の共通トピックに関する一貫した開示を維持するための他の41のSASBスタンダードに対する的を絞った修正提案について、パブリックコメントを求めていている。

本修正提案は、SASBスタンダードのタイムリーな向上を通じて、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項(IFRS S1)」の高品質な導入と適用を支援することを目的としている。企業は、サステナビリティ関連のリスクと機会を識別し、かつ、サステナビリティ関連情報を開示する際に、IFRS S1に基づいてSASBスタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することが求められる。

関連修正 EDでは、ISSBはSASBスタンダードの気候関連ガイダンスに対する修正提案の結果として、IFRS S2号「気候関連開示」(IFRS S2)の産業別ガイダンスに対して同様の修正を行うかどうかについてのパブリックコメントを求めている。

2つの公開草案に対するコメント期間は2025年11月30日に終了する。



背景

2022年8月、ISSBは、SASBスタンダードの維持と向上に関する責任を引き受けた。SASBスタンダードは、77の産業固有の基準で構成されており、それぞれが特定の産業内のサステナビリティ関連のリスク及び機会に焦点を当てた開示トピックと、それに関連する指標を含んでいる。IFRS S1は、企業にSASBスタンダードの適用を要求していないが、同スタンダードは企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別及び、それらに関する重要性がある情報を識別するための主要なガイダンスの情報源として機能する。

ISSBは、2024～2026年の作業計画の一環として、SASBスタンダードを向上するプロジェクトを実施することを決定した。この取り組みは、IFRS S1及びIFRS S2の導入を支援し、人的資本や生物多様性、生態系及び生態系サービス(BEES)に関するリサーチ・プロジェクトにとっても有用と考えられている。SASBスタンダードの向上に関する公開草案を開発するアプローチの一つは、SASBスタンダードが2018年に最後の包括的更新がなされたことを考慮し、段階的なアプローチを用いていることである。

修正案の目的は次の通りとなっている:(i) 産業グループ、開示トピック、指標及び技術的プロトコルの国際的な適用可能性をさらに向上させる、(ii) 他のサステナビリティ関連基準やフレームワークとの相互運用可能性を改善させる、(iii) 提案されたSASBスタンダードの向上をISSBのリサーチ・プロジェクトと整合させると共に、公開草案に対するフィードバックから得られた洞察を取り入れることで、人的資本及びBEESに関するリサーチ・プロジェクトを支援する、(iv) SASBスタンダードの文言と概念をIFRS S1及びIFRS S2と整合させる。

SASBスタンダードの修正案

ISSBは、77のSASBスタンダードのすべてを一度に改訂するのではなく、9つの産業に対する包括的な更新を優先している。修正案には、以下の採掘及び鉱物加工セクターの8つの基準と食品及び飲料セクターの1つの基準が含まれている：

- i. 石炭事業
- ii. 工事用資材
- iii. 鉄鋼製造業者
- iv. 金属及び鉱業
- v. 石油及びガス - 探査及び生産
- vi. 石油及びガス - 中流
- vii. 石油及びガス - 精製及びマーケティング
- viii. 石油及びガス - サービス
- ix. 加工食品

また、これらの更新には、以下の共通のトピックに関する開示の一貫性を確保するための追加の41産業のSASBスタンダードに対する的を絞った修正も伴っている：

- i. 温室効果ガス排出
- ii. エネルギー管理
- iii. 水管理
- iv. 労働慣行
- v. 労働力の健康及び安全

このプロジェクトの主要な焦点の一つは相互運用可能性である。定義、指標、開示プロトコルを整合させるために、ISSBは、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)及びEFRAGなどの基準設定主体と密接に協力している。この整合は、企業の報告負担を軽減させ、サステナビリティに関する開示のグローバルな比較可能性を高めることを目的としている。

IFRS S2産業別ガイダンスに対する関連修正

現在のIFRS S2の産業別ガイダンスは、元々SASBスタンダードの気候関連コンテンツを抽出したものとなっている。この産業別ガイダンスが2023年6月にIFRS S2の一部として公表された際、両方の産業別マテリアルが整合するように、ISSBはSASBスタンダードの気候関連ガイダンスにも関連する修正を行った。これは、サステナビリティ関連開示を可能な限り簡素化し、作成者の混乱や追加コストを回避するために行われたものである。上記のSASBスタンダードの修正案には気候関連の指標やトピックが含まれており、これらが変更されると、SASBスタンダードのガイダンスとIFRS S2の産業別ガイダンスとの整合性が失われることになる。このため、両ガイダンスの整合性を保つために、ISSBは、SASBスタンダードの気候関連ガイダンスの変更に合わせてIFRS S2の産業別ガイダンスに対して関連する修正を行うことを提案している。コンサルテーションプロセスを合理化するために、ISSBは、この関連する修正を別の公開草案、すなわち関連修正EDとしてまとめることを決定した。

導入タイムライン

ISSBは、SASBスタンダードに対する修正及びIFRS S2の産業別ガイダンスに対する関連する修正が最終化された後、公表から12～18ヶ月後に発効日を設定することを提案している。早期適用は認められている。

次のステップ

コメント期間は2025年11月30日に終了する。ISSBは、コメントレターからのフィードバックを分析した後、提案を再審議し、SASBスタンダード及びIFRS S2の産業別ガイダンスに対する修正を適時に公表する予定である。

弊法人のコメント

我々は、IFRS S1に関する主要なガイダンスの情報源としてのSASBスタンダードの重要性を認識しており、SASBスタンダードを向上するためのISSBの努力を支持する。SASB EDの提案は、優先度が高いものとして識別された9つのSASBスタンダードだけでなく、上記の5つの開示トピックに関連する41の追加のSASBスタンダードにも影響を与えていることに留意しなければならない。また、SASB EDは、IFRS S2の産業別ガイダンスをSASBスタンダードの改訂された気候関連コンテンツと整合させることを提案する関連修正EDの公表にもつながっている。本コンサルテーションの範囲の広範さを考慮し、我々は、さまざまな産業の企業や利害関係者がコメントレターのプロセスに参加し、自らの見解を共有することを奨励する。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のため
に新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確
立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EYのチーム
はクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行
い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き
出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティン
グ、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたりま
す。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな
分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに
支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグ
ローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフ
ームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織で
す。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英國
の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していま
せん。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に
関する法令により個人情報の主体が有する権利については、
ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーフームは、
現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供
することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧く
ださい。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の
財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ
関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済
に提供します。IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示
基準(総称してIFRS基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を
適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイ
ダンスは、発展し、進化し続けるIFRS基準を使いこなすために不
可欠です。EYグローバル・コーポレート・レポートティング・サー
ビス・グループは、IFRS会計基準及びサステナビリティ開示基
準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材
と知識)の開発を支援してきました。それによって、EYグローバ
ル・コーポレート・レポートティング・サービス・グループは、グロ
ーバルなEYネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象
分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提
供しています。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーフ
ームであり、監査および保証業務を中心、アドバイザリ
ーサービスなどを提供しています。詳しくは
ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されてお
り、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うもので
はありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメ
ンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被つたい
かなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的な
アドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。
本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含
まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEY
が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は
付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよび
IFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>を
ご覧ください。

本資料は EYG 005806-25Gbl.の翻訳版です。

ey.com/ja_jp